

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：船舶運航計画の軽微な事項に係る変更の届出
- ② 手続根拠：海上運送法第11条の2第4項
海上運送法施行規則第11条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業者
- ④ 提出時期：変更後遅滞なく
- ⑤ 提出方法：次に掲げる事項を記載し、航路の拠点を管轄する地方運輸局等へ提出
 - (1) 住所及び氏名
 - (2) 船舶運航計画に変更した事項（新旧の船舶運航計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
 - (3) 船舶運航計画を変更した年月日
 - (4) 変更を必要とした理由
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による